

第13回 農業委員会総会議事録

令和6年7月30日開会

中標津町農業委員会

令和6年7月30日、第13回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
3番	纒 坂	直 俊
4番	福 嶋	寿 顕
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
7番	遠 藤	昭 男
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第 6 2 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 6 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 6 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 6 5 号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ホ) 議案第 6 6 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
庶 務 係 長	葛 西 利 光
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第13回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、瀧本 和男 委員。
15番、後藤田 宏幸 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 6月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、6月25日、北海道農業会議第3回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。また、翌日6月26日には、北海道農業会議第97回総会がおこなわれ、その後、北海道農業会議第2回理事会が開催され、それぞれ会長が出席されております。また、翌日6月27日には、第45回北海道農業者年金協議会総会が開催され、会長が出席されております。つぎに、7月25日、北海道農業会議、第4回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第62号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第62号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積25,899㎡、利用状況、山林原野、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域外の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年5月16日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第62号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積42,914㎡、利用状況、農業用施設用地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿は畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年5月16日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第62号(3)について説明いたします。6ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

標津郡標津町〇〇条〇〇丁目〇番〇〇-〇号、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、農地・採草放牧地以外、面積17,425㎡内17,167㎡、利用状況、山林原野、他2筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地となっており、公簿が原野であり、現況も原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであり

ます。令和6年6月25日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第62号(4)について説明いたします。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積9,147㎡、利用状況、農業用施設用地、他4筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿は畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年6月24日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第62号(5)について説明いたします。10ページをお開きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積15,683㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は11ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が牧場ですが、現況が山林であることから、現況非農地の

証明が必要なものであります。令和6年5月7日、第4地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(4)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,017㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計90,566㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸借権の設定。5、期間。令和6年8月1日から令和9年7月31日まで。6、価格。年360,000円。7、資金調達の方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、5人、経営地、計1,521,527㎡、家畜、牛497頭。9、見取図は、16ページのとおりです。なお、(2)から(4)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。14ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,926㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計60,734㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸借権の設定。5、期間。令和6年8月1日から令和9年7月31日まで。6、価格。年240,000円。7、資金調達の方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,186,189㎡、家畜、牛401頭。9、

(1) から (6) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 6 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (6) について、説明いたします。20 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 77,363 m² 内 45,000 m²、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 129,395 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで。6、価格。年 500,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,304,468 m²、家畜、牛 378 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。1 0、見取図は、21 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。22 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇、〇〇 〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,461 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで。6、価格。年 222,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 2,156,341 m²、家畜、牛 733 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。1 0、見取図は、23 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。24 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 4,071 m²。利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 50,895 m²。3、許可を受けようとする事由。譲

渡人、賃貸借していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,686,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,680,000円、自己資金6,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計1,087,395㎡、家畜、牛167頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、26ページのとおりです。

なお、(4)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。25ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積24,374㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計48,895㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸借していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,349,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,340,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計930,267㎡、家畜、牛295頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、26ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借していた農地を譲受人に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

27ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地、〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積50,815㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸借していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,659,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、2,650,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,161,478.76㎡、家畜、牛124頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、28ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借していた農地を譲受人に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

29ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 33,371 ㎡。利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 160,392 ㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸借していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,423,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、7,420,000 円、自己資金 3,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,310,286 ㎡、家畜、牛 378 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30 ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借していた農地を譲受人に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 64 号 (1) から (6) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
(7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 64 号 (7) について、説明いたします。31 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 73,908 ㎡内 18,000 ㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで。6、価格。年 72,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、2 人、経営地、計 622,969 ㎡、家畜、牛 79 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32 ページのとおりです。この案

件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第64号(8)について、説明いたします。33ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○○、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積21,734㎡。利用目的、牧草畑、他2筆、計25,813㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,391,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、1,390,000円、自己資金1,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、7人、農従者、4人、経営地、計2,089,947㎡、家畜、牛207頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。

この案件につきましては、○○氏の所有農地の一部を近隣農地所有適格法人に譲渡するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

横田委員 上程になりました議案第64号(9)(10)について、説明いたします。35ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,141 m²。利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 121,861 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を協議決定した農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,675,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者、2 人、経営地、計 737,694 m²、家畜、牛 85 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農農家に譲渡するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。37 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 11,429 m²。利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 130,049 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,647,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者、2 人、経営地、計 1,234,412 m²、家畜、牛 230 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、38 ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農農家に譲渡するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 64 号(7)から(10)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 6、議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から

議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第65号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。40ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○、○○ ○。

2、申出を受けた年月日。令和6年3月5日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和6年5月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、41ページのとおりでありまして、合計14筆、262,215㎡となっております。この案件につきましては、小山氏より農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程7、議案第66号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第66号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告に

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月5日

会 長 _____

1 4 番 _____

1 5 番 _____